

習志野市安全で安心なまちづくり基本計画【新旧対照表】

改正前	改正後	主な変更点等
<p>第 1 章 基本計画策定の趣旨</p> <p>1. 基本計画策定の趣旨</p> <p>近年の少子化や長寿化、核家族化、都市化の進展といった急激な社会環境の変化は、習志野市の歴史が育んだ地域コミュニティの連帯感の希薄化や個人中心主義の風潮などから、地域における犯罪の防止機能を低下させ、犯罪が増加する傾向にあります。</p> <p>地域における犯罪を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、市、市民、事業者、警察、その他関係団体がより連携を強め、一体となった活動を展開していくことが必要不可欠です。</p> <p>こうした基本認識のもと、市、市民及び事業者の果たす責務を明らかにするとともに、市民が安全にかつ安心し</p>	<p>第 1 章 基本計画策定の趣旨</p> <p>1. 基本計画策定の趣旨</p> <p><u>本市では、平成 1 6 年 3 月に市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的に「習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定しました。</u></p> <p><u>この条例に基づき、平成 1 7 年 3 月に、「習志野市安全で安心なまちづくり基本計画」(以下「前基本計画」という)を策定し、計画期間である平成 1 6 ~ 2 6 年度の間、市、市民、事業者、警察、その他関係団体が連携強化を図り、地域ぐるみの防犯体制を充実させるとともに、市民一人ひとりの防犯意識の向上に取り組んでまいりました。</u></p> <p><u>その結果、市内における犯罪発生件数は、平成 1 6 年と平成 2 6 年を比べ</u></p>	<p>前計画を取組んだ結果、ある程度の成果が得られたため、新計画もこれを踏襲する旨を記載</p>

て暮らすことができるまちづくりを推進するための基本となる事項等を定めることにより、市、市民及び事業者が協働して、安全で安心なまちづくりを総合的かつ積極的に推進し、もって、現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的とした「習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」(以下「安全・安心まちづくり条例」という。)を平成16年7月1日に施行しました。

この「習志野市安全で安心なまちづくり基本計画」は、本市の長期計画における「安全で安心な暮らしができるまち」、「市民と行政との協働型社会の実現」、「地方分権時代を踏まえたまちづくりの推進」を反映させ、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、条例の実効性を確保するため、今

ると、約45%減少しており、前基本計画に基づく防犯施策については一定の効果を示しております。

しかし、ひったくり、侵入盗、乗りもの盗、車上狙い、ひったくりなど、市民生活に身近なところで起こる犯罪発生件数は、減少してもなくなることはありません。

また、高齢者を狙った振り込め詐欺は、本市においても、ここ近年上昇傾向にあります。

このことから、前基本計画に基づく施策については、継続して実施していく必要があります。

そこで、前基本計画の期間満了にともない、新たな「習志野市安全で安心なまちづくり基本計画」(以下、「基本計画」という)を策定しました。

この基本計画は、今日の社会・経済情勢や地域状況を踏まえた上で、これまで行ってきた防犯施策の成果を生か

<p>日の地域社会を取り巻く状況を踏まえ、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的として策定したものです。</p> <p>なお、この基本計画の策定にあっては、学識経験者や市民団体代表等で構成する「習志野市安全で安心なまちづくり協議会」で審議するなど、いろいろな分野・角度から幅広い意見等を聴取し、市民及び事業者の意見を積極的に反映させました。</p> <p>2. 基本計画の施策対象の範囲</p> <p>基本計画の施策対象の範囲については、犯罪の発生防止を想定しています。しかし、市民の生活様式や社会状況の変化等、その時々によって、求められる施策対象の範囲は変化することが予想されるため、「安全・安心まちづくり条例」においては、安全かつ安心して</p>	<p><u>すために、前基本計画で示した防犯対策の方向性や基本的な施策を踏襲しています。</u></p> <p>2. 基本計画の施策対象の範囲</p> <p><u>基本計画の施策対象の範囲については、侵入盗、乗りもの盗、車上狙い、ひったくり、振り込め詐欺、子どもを狙った犯罪など、市民生活の身近なところで起きる犯罪の発生防止に主眼を置きます。</u></p> <p>また、火災・地震などの災害や環境</p>	<p>防犯対策を行う犯罪の明確化</p>
--	--	----------------------

<p>暮らすことができるまちづくりを特定して、犯罪の発生防止に主眼を置いています。</p> <p>また、火災・地震などの災害や環境保全、労働災害といった分野については、既に独立した枠組みで施策が体系化されているため、現時点では「基本計画の施策対象の範囲」には含めないこととしています。</p> <p>なお、防犯施策等を具体的に実施していくにあたっては、関係機関・団体等が十分に連携して、相互協力を図りながら一体となって、推進することが必要です。</p>	<p><u>保全、労働災害といった分野については、既に独立した枠組みで施策が体系化されているため、基本計画の施策対象の範囲には含めないこととします。</u></p>	
	<p>3. 計画の位置づけ</p> <p><u>基本計画は、習志野市長期計画（基本構想・前期基本計画）と調和を図り、習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づき作成しています。</u></p> <p><u>【習志野市基本構想】</u></p>	追加

	<p><u>Ⅲ 将来都市像を実現するための3つの目標と自立的都市経営の推進</u></p> <p><u>Ⅲ-1 将来都市像を実現するための3つの目標</u></p> <p><u>第2章 安全・安心「快適なまち」</u></p> <p><u>【習志野市前期基本計画】</u></p> <p><u>第2章 安全・安心「快適なまち」</u></p> <p><u>第1節 とともに安心を築く危機管理・安全対策の推進</u></p> <p><u>第3項 防犯の推進</u></p> <p><u>【習志野市犯罪のない安心で安全なまちづくり条例】</u></p> <p><u>（市の責務）</u></p> <p><u>第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、安全・安心なまちづくりを推進するために基本計画を策定し、これに基づき必要な施策を実施するものとする。</u></p>	
--	--	--

<p>3. 計画期間</p> <p>この基本計画は、本市の長期計画の期間を考慮し、平成16年度から平成26年度までを計画期間とします。ただし、防犯施策等については、社会の急速な変化に対応していくために、適宜、見直しを行うと共に、各年度の実施計画に反映させていきます。</p>	<p>4. 計画期間</p> <p><u>この基本計画は、習志野市基本構想の終期にあわせ、平成27年度から平成37年度までの計画期間とします。</u></p> <p>ただし、防犯施策等については、社会の急速な変化に対応していくために、適宜、見直しを行うとともに、各年度の実施計画に反映させていきます。</p>	<p>基本計画年度の変更</p>
<p>第2章 現状及び課題</p> <p>1. 犯罪の現状</p> <p>習志野市の平成16年の刑法犯発生総数は4,405件、内訳としては、凶悪犯19件、粗暴犯116件、窃盗犯3,534件（侵入盗515件、乗り物盗1,471件、非侵入盗1,548件）、知能犯137件、風俗犯10件、その他刑法犯589件であり、1日あたり12.1件発生している状況です。</p>	<p>第2章 現状及び課題</p> <p>1. 犯罪の現状</p> <p><u>習志野市の平成25年の犯罪発生総件数は2,391件、内訳としては、凶悪犯8件、粗暴犯130件、窃盗犯1,897件（侵入盗119件、乗り物盗909件、非侵入盗869件）、知能犯55件、風俗犯11件、その他の刑法犯290件であり、1日当たり約6.6件の犯罪が発生しています。</u></p> <p><u>なお、身近な犯罪としては、ひった</u></p>	<p>現在の犯罪発生件数等にあわせ検証</p>

<p>なお、身近な犯罪としては、ひったくり 130 件、自転車盗 1,131 件、車上狙い 428 件、空き巣 289 件となっています。</p>	<p><u>くり 29 件、自転車盗 754 件、車上狙い 121 件、空き巣 69 件となっています。</u></p> <p><u>平成 16 年当時と犯罪発生件数を比較すると、総件数で 1,987 件、1 日当たりでは 5.4 件の減となっており、身近な犯罪として認知されている『窃盗犯』が大きく減少しています。</u></p> <p><u>しかし、身近な犯罪のうち、自転車盗は、ひったくりや空き巣などと比べて減少率が低い結果となっています。</u></p> <p><u>また、高齢者が狙われやすい、振り込め詐欺について、習志野市における、発生件数と被害額は、平成 23 年 34 件、平成 24 年 28 件、平成 25 年 28 件で、被害額は、約 4,500 万円から 6,400 万円に上っています。</u></p>	
<p>2. 生活環境の変化</p> <p>今、私たちは、大きな転換期に立っています。少子・高齢社会の到来、国際化や高度情報化の進展など、社会情</p>	<p>2. 生活環境の変化</p> <p><u>社会の様々な分野の第一線で活躍してきた団塊の世代と言われた人たちが定年を迎え、高齢化社会が現実のもの</u></p>	<p>前計画策定時から現計画策定時までの生活環境の変化等を記載</p>

勢の急激な変化は、市民生活や地域社会に大きな変化をもたらしています。かつては、その地域に住む人たちが、隣近所の人たちとふれあい、話し合い、助け合い、楽しみも悩みも共有し、よりよい環境、より豊かな暮らしを求めて協力し合うことで、安全で安心して暮らせる地域社会を育んできました。しかし、近年においては、個人の生活様式や価値観は複雑かつ多様化し、地域における人々の結びつきが希薄になってきています。加えて、核家族化が進み、以前のように二世帯や三世帯が共に暮らす中で、子どもたちが共に生活し、生活の知恵や規範意識等を自然に学んでいた機会が減少したことが、青少年の人口が減少しているにもかかわらず、青少年犯罪の件数が増加していることにつながっていると思われる。

また、国際化・高度情報化により、

となっています。

習志野市における総人口にかかる老年人口（65歳以上）は、平成16年度14.7%（平成16年4月1日現在、住民基本台帳人口）、平成26年21.6%（平成26年4月1日現在、住民基本台帳人口）、そして、平成37年には、「団塊の世代」が後期高齢者となることから23.4%（習志野市人口推計調査報告書 平成25年5月改訂）と、さらに高齢化が進みます。

また、全体的に高齢者構成比が前期高齢者から後期高齢者に徐々に移行し、加えて、高齢者総数も更に増加する見込みです。

かつてはその地域に住む人たちがともに助け合い、よりよい環境を求めて協力し合うことで、安全で安心して暮らせる地域社会を育んできましたが、今後は、少子高齢化や働く世代の減少により、今よりもより地域における

<p>外国人による犯罪、インターネットや携帯電話を使用した犯罪など、新たな犯罪が増加しています。</p>	<p><u>人々の結びつきが希薄になると考えられます。今まで以上に「自分のことは自分で守る」という防犯に対する意識を強く持つことが重要です。</u></p> <p><u>また、国際化や高度情報化がますます進み、外国人による犯罪、インターネットやスマートフォンを利用した犯罪など、今まで想定できなかった犯罪が発生しています。</u></p>	
--	---	--

<p>3. 課題</p> <p>現状及び生活環境の変化の中で、どのようにすれば市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進し、良好な地域コミュニティを築くためには、</p> <p>(1) 市・市民・事業者の相互信頼を基にした自主的な連携</p> <p>(2) 市・市民・事業者の協働意識の醸成</p> <p>(3) 自主・自立の精神の醸成</p> <p>(4) 都市環境整備</p> <p>が重要であり、課題であります。</p> <p>そこで、この4点の課題を達成し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市、市民及び事業者の果たす責務を定め、基本計画を策定しました。</p>	<p>3. 課題</p> <p><u>平成16年と25年の犯罪発生件数を比較すると、約45%減少するという成果を上げていることから、前基本計画を踏襲することを前提として、次の3点を課題とします。</u></p> <p><u>(1) 身近な犯罪の中で減少率が少なかった自転車盗等については、その犯罪防止により力を入れる必要がある。</u></p> <p><u>(2) 高齢者に対する防犯知識の普及と啓発活動を推進するとともに、地域全体で支えていけるような体制を確立する必要がある。</u></p> <p><u>(3) 高齢者が狙われやすい「振り込め詐欺」等について、関係機関等と協議、検討を行い、安心して暮らせるまちづくりに努める</u></p>	<p>前計画の結果を踏まえ、新計画における課題を記載</p>
--	---	--------------------------------

<p>第3章 基本計画推進の基本的な考え方</p> <p>「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」という地域での安全に対するコミュニティづくりの実現のためには、市民や各種関係団体等の理解と協力を得ることが前提です。</p> <p>また、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、まちづくりに関するいろいろな分野から意見等を聴取できる体制と具体的な施策実施を円滑にするための推進体制の環境整備を図ることが重要です。</p> <p>さらに、犯罪防止に配慮した取り組みには、施設の維持管理や整備といった、犯罪が発生しにくい都市環境の整備に重点を置いた、ハード面での対策も求められます。</p> <p>基本計画の推進にあっては、課題を踏まえて、次の4点を基本的な考え方</p>	<p>第3章 基本計画推進の基本的な考え方</p> <p><u>1. 目標</u> <u>現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現</u></p> <p><u>2. 目標数値</u> <u>犯罪発生件数は、下げ止まり感がある。よって、現状の件数を維持、減少を目標とします。</u></p> <p><u>3. 基本方針</u> <u>習志野市における犯罪発生の実況及び課題を踏まえるとともに、前計画の基本方針を踏襲し、次の4点を基本的な考え方とします。</u></p>	<p>簡素化し、分りやすい記述に変更</p>
---	--	------------------------

<p>とします。</p>		
<p>1. 連携・ネットワークの整備</p> <p>市・市民・事業者・警察等が防犯対策に取り組むためには、お互い連携を取り合い、情報の共有化が図れるような、各コミュニティのネットワーク整備が必要です。</p>	<p>(1) 情報発信と情報共有のさらなる推進</p> <p><u>市・市民・事業者・警察等との情報共有については、防犯緊急情報ネットワークを整備しました。</u></p> <p><u>また、習志野市ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」及び習志野市公式ツイッターで防犯に関する緊急情報を迅速に配信するシステムも定着し、情報共有については、整備が完了しました。</u></p> <p><u>今後は、整備したネットワークを引き続き有効活用していくことが必要です。</u></p>	<p>情報ネットワークの整備完了に伴い、今後の情報発信・共有に関する記述に変更</p>
<p>2. 協働による地域防犯活動の推進</p>	<p>(2) 協働による地域防犯活動の推進</p>	

<p>地域の安全を拡充するためには、各地域において、市・市民・事業者・警察等が一体となって地域防犯活動に取り組むことが、より大きな効果上げるため不可欠です。なお、地域活動の中核を担っている、<u>連合町会、まちづくり会議及び町会・自治会等</u>といった、既存組織が制度の役割を認識し、地域防犯活動への参加が、推進に向けた重要な要素です。</p>	<p><u>市・市民・事業者・警察等が相互に連携、協力を図り、防犯活動を推進することが、地域の安全により大きな効果をもたらします。</u></p> <p><u>また、連合町会、まちづくり会議及び町会、自治会等は、自らの役割を認識し、防犯パトロールや見守り活動などの防犯活動に参加することが犯罪の抑止につながります。</u></p>	<p>わかりやすい記述に変更</p>
<p>3. 自らを守る意識の高揚</p> <p>安全で安心して暮らせるまちづくりを実施するために、町会・自治会・関係機関・団体等との連携を強化し、地域ぐるみの防犯体制の充実を図ると共に、市民一人ひとりの防犯意識の高揚等に努め、犯罪のない都市を目指します。</p> <p>そして、安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで</p>	<p>(3) 自らを守る意識の高揚</p> <p><u>現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現するためには、市民一人ひとりが日頃から、防犯を意識し、「自分のことは自分で守る」という意識をさらに高めていく必要があります。</u></p> <p><u>このためには、防犯知識の普及・啓発を図るとともに、地域が力を合わせ、お互い助け合っているような意識関係を構築することが大切です。</u></p>	<p>わかりやすい記述に変更</p>

<p>守る」ということであり、住民自らが、防犯意識を持ち続けることはもちろんのこと、日頃から、住民みんなが力をあわせ、地域で助け合っているような意識関係を醸成できる、地域の実態に合ったコミュニティを構築して行くことが大切です。</p>		
<p>4. 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備</p> <p>犯罪が起こりにくい都市環境づくりには、防犯に配慮した施設整備等のハード面や施設の維持管理等のソフト面に対する施策も必要です。</p>	<p>(4) 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備</p> <p>犯罪が起こりにくい都市環境をつくるためには、防犯に配慮した施設整備等のハード面と施設の維持管理等のソフト面の両面からの対策が必要です。 <u>また、今後は犯罪抑止に有効とされる防犯カメラについて、公共施設だけではなく、街中にも設置することを検討していく必要があります。</u></p>	<p>「防犯カメラの設置検討」の追加</p>

<p>第4章 安全で安心なまちづくり施策の推進</p> <p>1. 市の取り組み</p> <p>市は、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市民及び事業者と協働し、自主・自立の精神に支えられた良好な地域コミュニティを築くための必要な施策を実施します。</p>	<p>第4章 安全で安心なまちづくり施策の推進</p> <p>1. 市の取り組み</p> <p>市は、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市民及び事業者と協働し、自主・自立の精神に支えられた良好な地域コミュニティを築くための必要な施策を実施します。</p>	<p>変更なし</p>
<p>(1) 知識の普及と啓発活動の推進</p> <p>地域における犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが防犯に関する知識を持つことが必要であり、市民等への知識の普及や啓発活動を推進するため、次のような施策を実施します。</p> <p>① 地域の防犯意識の高揚</p> <p>市民を中心とした団体（連合町会、町会・自治会、まちづくり会議、習志野市防犯協会等）や企業・銀行・商店</p>	<p>(1) 知識の普及と啓発活動の推進</p> <p>地域における犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが防犯に関する知識を持つことが必要であり、市民等への知識の普及や啓発活動を推進するため、次のような施策を実施します。</p> <p>① 地域の防犯意識の高揚</p> <p>市民を中心とした団体（連合町会、町会・自治会、まちづくり会議、習志野市防犯協会等）や企業・銀行・商店</p>	<p>変更なし</p> <p>「又、コンビニエンスストア等」を削除</p>

<p>等を中心とした各種団体（習志野警察署管内職場警察連絡協議会、特殊防犯協力会、金融機関防犯協会等）、<u>又、市民に身近なコンビニエンスストア等</u>と犯罪情報を市民に周知するなど、広報活動の強化を図り、地域防犯意識の高揚に努めます。</p> <p>② 「安全で安心なまちづくり月間」の設定</p> <p>「安全で安心なまちづくり月間」を設定し、街頭キャンペーン、研修会、パトロール強化など啓発活動を集中的に行うと共に、より広範に安全で安心なまちづくり推進活動を展開します。</p> <p>③ 広報活動の推進</p> <p>市広報、ホームページ、チラシ、ポスター、出前講座等、様々な宣伝媒体を駆使します。</p> <p>また、報道機関への情報提供を行うなど、広く市民に周知することにより、</p>	<p>等を中心とした各種団体（習志野警察署管内職場警察連絡協議会、特殊防犯協力会、金融機関防犯協会等）と犯罪情報を市民に周知するなど、広報活動の強化を図り、地域防犯意識の高揚に努めます。</p> <p>② 「安全で安心なまちづくり月間」の設定</p> <p>「安全で安心なまちづくり月間」を設定し、街頭キャンペーン、研修会、<u>自転車防犯診断</u>、パトロール強化など啓発活動を集中的に行うと共に、より広範に安全で安心なまちづくり推進活動を展開します。</p> <p>③ 広報活動の推進</p> <p>市広報紙、ホームページ、<u>緊急情報サービス「ならしの」</u>、<u>習志野市公式ツイッター</u>、チラシ、ポスター、出前講座等、様々な広報媒体を駆使します。</p> <p>また、報道機関へ積極的に情報提供</p>	<p>「自転車防犯診断」を追加</p> <p>「緊急情報サービスならしの、ツイッター」を追加</p>
---	---	--

<p>防犯に関する知識の普及や啓発に努めます。</p> <p>④ 市民まつりにおける啓発活動 例年、多くの市民が参加される「市民まつり」において、チラシや防犯グッズ等を配布することにより、防犯意識の高揚に努めます。</p> <p>⑤ 事業者への啓発活動等 事業者に対し、従業員への防犯知識の普及と啓発並びに防犯対策を施した施設の整備、さらには地域住民と連携して、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図るよう、協力依頼を行うとともに、支援施策についても検討します。</p>	<p>を行うなど、広く市民に周知することにより、防犯に関する知識の普及や啓発に努めます。</p> <p>④ 各種イベントにおける啓発活動 例年、多くの市民が参加される「市民まつり」「防犯講演会」「街頭啓発キャンペーン」などにおいて、チラシや防犯グッズ等を配布することにより、防犯意識の高揚に努めます。</p> <p>⑤ 事業者への啓発活動等 事業者に対し、従業員への防犯知識の普及と啓発並びに防犯対策を施した施設の整備、さらには地域住民と連携して、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図るよう、協力依頼を行うとともに、<u>引き続き情報提供及び物品貸与等の支援を行います。</u></p>	<p>「各種イベント」に変更 「防犯講演会、防犯啓発キャンペーン」を追加</p> <p>「支援施策の検討」から 「引き続き支援」に変更</p>
---	--	---

<p>(2) 地域防犯活動への支援</p> <p>地域における犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、市民や各種団体が一体となり、幅広く活動していくなどの地域単位での自主的な地域防犯活動が非常に重要です。</p> <p>これら市民の自主的な地域防犯活動を促進するために、次のような支援施策を実施します。</p> <p>① 地域防犯活動への支援</p> <p>地域における犯罪発生状況や発生場所など、犯罪に関する情報を提供するとともに、地域防犯活動で必要と思われる、チラシ、パンフレット、啓発物などを提供します。</p> <p>② 顕彰の実施</p> <p>安全で安心して暮らせるまちづくり</p>	<p>(2) 地域防犯活動への支援</p> <p>地域における犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、市民や各種団体が一体となり、幅広く活動していくなどの地域単位での自主的な地域防犯活動が非常に重要です。</p> <p>これら市民の自主的な地域防犯活動を促進するために、次のような支援施策を<u>継続して</u>実施します。</p> <p>① 地域防犯活動への支援</p> <p>地域における犯罪発生状況や発生場所など、犯罪に関する情報を提供します。<u>また、地域防犯活動で必要と思われる、チラシ、パンフレット、啓発物などを提供するとともに、地域の防犯パトロールへ青色防犯パトロール車による参加支援を行います。</u></p> <p>② 顕彰の実施</p> <p>安全で安心して暮らせるまちづくり</p>	<p>「継続して」を追加</p> <p>「青色防犯パトロール参加支援」を追加</p> <p>変更なし</p>
---	--	--

<p>の推進に顕著な貢献があった市民や団体等に対して、その功績をたたえることにより、安全で安心して暮らせるまちづくり活動に対する社会的評価を高めるための顕彰を実施します。</p>	<p>の推進に顕著な貢献があった市民や団体等に対して、その功績をたたえることにより、安全で安心して暮らせるまちづくり活動に対する社会的評価を高めるための顕彰を実施します。</p>	
<p>(3) 犯罪防止に配慮した都市環境整備の推進</p> <p>犯罪防止の取り組みは、犯罪が発生しにくい都市環境整備に着目したハード・ソフト両面での対策も必要です。</p> <p>特に道路、公園、駐車場や公共的建築物などの整備や維持管理にあたっては、次のような施策を展開します。</p> <p>① 道路照明灯及び防犯灯の整備</p> <p>道路照明灯の設置については、夜間において、道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な視覚環境を確保し、道路交通の安全、円滑を図れるよう整備を行います。</p> <p>また、防犯灯の設置については、ま</p>	<p>(3) 犯罪防止に配慮した都市環境整備の推進</p> <p>犯罪防止の取り組みは、犯罪が発生しにくい都市環境整備に着目したハード・ソフト両面での対策が必要<u>が</u>必要です。</p> <p>特に道路、公園、駐車場や公共的建築物などの整備や維持管理にあたっては、次のような施策を展開します。</p> <p>① 道路照明灯及び防犯灯の整備</p> <p>道路照明灯の設置については、夜間において、道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な視覚環境を確保し、道路交通の安全、円滑を図れるよう整備を行います。</p> <p>また、防犯灯の設置については、ま</p>	<p>「も」を「が」に変更</p> <p>「防犯灯への LED 灯具導入及び道路照明灯の今後の予定」について追加</p>

<p>ちを明るくし、歩行者等の安全を確保するとともに、夜間に誘発されるひったくりなどの犯罪の抑止を図るため、<u>町会、自治会等と協議を行いながら、効果的な整備を実施します。</u></p> <p>② 公共施設の自動車及び自転車等駐車場における安全対策</p> <p>ア. 自動車駐車場</p> <p>駐車場においては、自動車盗難や車上ねらいを防止するための施設整備や管理運営強化に努めます。</p> <p>イ. 自転車等駐車場</p> <p>地下式や階層式などの立体自転車等駐車場においても、防犯に配慮した施設整備や管理運営強化に努めます。</p>	<p>ちを明るくし、歩行者等の安全を確保するとともに、夜間に誘発される各種犯罪の抑止を図るため、<u>町会、自治会からの要望を受け、効果的な整備を実施します。なお、環境面・財政面に優れたLED灯具の導入について、防犯灯は市所有分全灯導入済みです。また、道路照明灯につきましては、今後、順次導入に努めます。</u></p> <p>② 公共施設の自動車及び自転車等駐車場における安全対策</p> <p>ア. 自動車駐車場</p> <p>駐車場においては、自動車盗難や車上ねらいを防止するため、施設の適切な運営に努めます。</p> <p>イ. 自転車等駐車場</p> <p>地下式や階層式などの立体自転車等駐車場においても、<u>防犯カメラや、コインパーキング化など、防犯に配慮した施設整備や運営に努めます。</u></p>	<p>「防犯カメラ、コインパーキング化」を追加</p>
--	--	-----------------------------

<p>③ 公園における安全対策 公園においては、死角をつくらない樹木等の配置、剪定や照明灯の整備と共に公園施設の適正な維持管理等に努めます。</p> <p>④ 建築物における安全対策 本市の公共建物については、死角になりやすい場所の解消など、防犯性を高め、市民が安心して利用できる建物として整備します。</p> <p>⑤ 市有地及び公共施設における安全対策 市有地や公共施設においては、安全な環境を保持するため、適正な維持管理を行います。</p> <p>⑥ 通学通園等に使用している公共施設における安全対策 死角をつくらない樹木等の配置、剪定、照明灯による明るさの確保など、施設の整備及び維持管理に努めます。</p>	<p>③ 公園における安全対策 公園においては、死角をつくらない樹木等の配置、剪定や照明灯の整備と共に公園施設の適正な維持管理等に努めます。</p> <p>④ 建築物における安全対策 本市の公共建物については、死角になりやすい場所の解消など、防犯性を高め、市民が安心して利用できる建物として整備します。</p> <p>⑤ 市有地及び公共施設における安全対策 市有地や公共施設においては、安全な環境を保持するため、適正な維持管理を行います。</p> <p>⑥ 通学通園等に使用している公共施設における安全対策 死角をつくらない樹木等の配置、剪定、照明灯による明るさの確保など、施設の整備及び維持管理に努めます。</p>	<p>変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p>
--	--	---

<p>(4) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進</p> <p>① 保、幼、小、中学校等の安全(防犯)管理体制の整備</p> <p>幼児、児童、生徒等の安全確保を図るため、教職員等による保、幼、小、中学校等の安全(防犯)管理体制を整備します。</p> <p>② 侵入者の防止対策</p> <p>保、幼、小、中学校等の出入り口をできるだけ少ない箇所に限定するとともに、防犯カメラ、非常警報装置等の防犯警備機器を活用し、侵入者の防止に努めます。</p> <p>③ 保護者、地域、関係各機関等との連携の充実</p> <p>幼児、児童、生徒等の通学時等の安全確保を図るため、積極的に情報を発信することにより、保護者、地域、関係各機関等との連携の充実に努めます。</p>	<p>(4) 保、幼、こども園、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進</p> <p>① 保、幼、こども園、小、中学校等の安全(防犯)管理体制の整備</p> <p>幼児、児童、生徒等の安全確保を図るため、教職員等による保、幼、こども園、小、中学校等の安全(防犯)管理を推進します。</p> <p>② 侵入者の防止対策</p> <p>保、幼、こども園、小、中学校等の出入り口をできるだけ少ない箇所に限定するとともに、防犯カメラ、非常警報装置等の防犯警備機器を活用し、侵入者の防止に努めます。</p> <p>③ 保護者、地域、関係各機関等との連携の充実</p> <p>幼児、児童、生徒等の通学時等の安全確保を図るため、<u>情報収集体制の強化、積極的な情報発信を行うことにより</u>、保護者、地域、関係各機関等との連携の充実に努めます。</p>	<p>「こども園」を追加</p> <p>「こども園」を追加</p> <p>「こども園」を追加</p> <p>「情報収集体制の強化」を追加</p>
--	---	--

<p>④ 「子ども110番の家」、「青少年健全育成協力店」等の拡充</p> <p>地域の家庭や店舗等の協力を得て、子どもが危険を感じた時に駆け込むことにより、身の安全を確保するための「子ども110番の家」、「青少年健全育成協力店」等を拡充します。</p> <p>⑤ 安全教育の充実</p> <p>各種事件や事故を想定した、安全教育を計画的・継続的に実施し、幼児、児童、生徒等が、防犯についての知識を身に付け、安全に避難する方法等について理解し、状況に応じて、自ら安全な行動ができるように努めます。</p>	<p>④ 「子ども110番の家」の設置推進</p> <p>地域の家庭や店舗等の協力を得て、子どもが危険を感じた時に駆け込むことにより、身の安全を確保するための「子ども110番の家」の設置協力を引き続き行っていきます。(見守りの拠点は、「青少年健全育成協力店」から「子ども110番」へ移行していきます。)</p> <p>⑤ 安全教育の充実</p> <p>各種事件や事故を想定した、安全教育を計画的・継続的に実施し、幼児、児童、生徒等が、防犯についての知識を身に付け、安全に避難する方法等について理解し、状況に応じて、自ら安全な行動ができるように努めます。</p>	<p>「青少年健全育成協力店」を削除し「拡充」から「設置推進」へ変更 「青少年健全育成協力店」を削除</p> <p>変更なし</p>
<p>(5) 高齢者等を対象とした施策の検討</p> <p>高齢者等の人たちを犯罪被害から守</p>	<p>(5) 高齢者等を対象とした施策の実施</p> <p>高齢者等の人たちを犯罪被害から守</p>	<p>「実施」へ変更 「より密接な関係を築</p>

<p>っていくためには、実効ある取り組みが必要です。</p> <p>高齢者等の人たちが自らの生活の安全を確保していく上で、必要とされる知識の普及や啓発を実施するとともに、具体的な方策について、今後、関係機関等と協議、検討を行い、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めます。</p>	<p>っていくためには、<u>地域と高齢者等がより密接な関係を築き、地域全体で支えていく体制を確立するとともに、高齢者等の人たちが自らの生活の安全を確保していくために必要とされる知識の普及や啓発を実施します。特に高齢者が狙われやすい「振り込め詐欺」等について、関係機関等と協議、検討を行い、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めます。</u></p>	<p>き、地域全体で支えていく」「高齢者が狙われやすい振り込め詐欺」を追加</p>
<p>(6) 市職員による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備</p> <p>地域で職務に従事する市職員が犯罪等の現場に遭遇した場合、被害者を保護したり、警察に通報するなどの連絡体制を整備するとともに、犯罪の抑止に努めます。</p>	<p>(6) 市職員による犯罪被害者の保護及び連絡体制の活用</p> <p><u>防犯パトロール等により市職員が犯罪等の現場に遭遇した場合、被害者保護に努めるとともに、防犯緊急情報ネットワークを活用し、警察等に通報します。</u></p>	<p>「整備」を「活用」に変更</p> <p>「防犯パトロール」「緊急情報ネットワークの活用」に変更</p>
<p>(7) 人材の育成</p> <p>各地域において、安全で安心なまち</p>	<p>(7) 人材の育成</p> <p>各地域において、安全で安心なまち</p>	<p>「キラット・ジュニア防</p>

<p>づくりを推進するための原動力となり、地域防犯活動を支えていく人材を育成するための研修会や講演会等を企画し、計画的な育成に努めます。</p> <p>また、防犯連絡所や防犯指導員の育成を図り、地域防犯活動の充実に努めます。</p>	<p>づくりを推進するための原動力となり、地域防犯活動を支えていく人材を育成するための研修会や講演会等を企画し、計画的な育成に努めます。<u>また、就学時から防犯に対しより高い関心が持てるよう「キラット・ジュニア防犯隊」の活動を継続して行います。</u></p> <p>このほかにも、防犯指導員の育成を図り、地域防犯活動の充実に努めます。</p>	<p>犯隊」の項目を追加</p>
<p>(8) 推進体制の整備</p> <p>施策を総合的に推進し、調整を図るための連携体制や連絡網を整備します。</p> <p>① 連携体制の整備</p> <p>施策を総合的に推進するための連携体制を整備します。</p> <p>② 連絡網の整備</p> <p>市民・事業者及び関係機関等と連携し、施策を推進するための連絡網を整</p>	<p>(8) 推進体制の整備</p> <p>施策を総合的に推進し、調整を図るための連携体制や連絡網を整備します。</p> <p>① 連携体制の推進</p> <p><u>市内連携組織である、安全で安心なまちづくり連絡協議会を定期的</u>に開催します。</p> <p>② 連絡網の活用</p> <p>市民・事業者及び関係機関等と連携し、施策を推進するために<u>防犯緊急情</u></p>	<p>変更なし</p> <p>「整備」を「推進」へ変更 「連携体制」を「安全で安心なまちづくり連絡協議会」に変更</p> <p>「整備」を「活用」へ変更 「連絡網」を「防犯緊急情</p>

<p>備します。(別紙 安全対策情報ネットワーク)</p> <p>③ 関係機関との体制づくり</p> <p>交番の適正配置など、犯罪の多様化に応じた体制づくりを関係機関と協議の上、推進します。</p>	<p><u>報ネットワークを活用します。</u></p> <p>③ 関係機関との体制づくり</p> <p>交番の適正配置など、犯罪の多様化に応じた体制づくりを関係機関と協議の上、推進します。</p>	<p>報ネットワーク」へ変更</p> <p>変更なし</p>
<p>2. 市民の取り組み</p> <p>安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」ということです。</p> <p>地域住民や警察、各種関係団体が、お互いに連携を充実させ、一体となって、地域の実情にあった啓発活動を実施し、地域住民一人ひとりから地域全体にいたるまで、幅広く防犯に関する知識を持ち、防犯意識を高揚するとともに、一体となって、地域防犯活動に取り組んでいくことが必要です。</p>	<p>2. 市民の取り組み</p> <p>安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」ということです。</p> <p>地域住民や警察、各種関係団体等が、お互いに連携を充実させ、地域の実情にあった啓発活動を実施し、地域住民一人ひとりから地域全体にいたるまで、幅広く防犯に関する知識を持ち、防犯意識を高揚するとともに、一体となって、地域防犯活動に取り組んでいくことが必要です。</p>	<p>「等」を追加</p>

<p>(1) 知識の習得と啓発活動への参加 地域における犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが、防犯に関する知識を持つことが必要であるため、知識の習得と啓発活動へ積極的に参加するため、次のような施策を実施します。</p> <p>① 地域の防犯意識の高揚 市や警察から、市民を中心とした団体（連合町会、町会・自治会、まちづくり会議、習志野市防犯協会等）や企業・銀行・商店等を中心とした各種団体（習志野警察署管内職場警察連絡協議会、特殊防犯協力会、金融機関防犯協会等）、<u>又、生活に身近なコンビニエンスストア等</u>を通じて得られる、犯罪情報等を積極的に活用し、地域の防犯意識の高揚に努めます。</p> <p>② 知識の習得 防犯のためには、地域住民一人ひと</p>	<p>(1) 知識の習得と啓発活動への参加 地域における犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが、防犯に関する知識を持つことが<u>必要です</u>。知識の習得と啓発活動へ積極的に参加するため、次のような施策を実施します。</p> <p>① 地域の防犯意識の高揚 市や警察から、市民を中心とした団体（連合町会、町会・自治会、まちづくり会議、習志野市防犯協会等）や企業・銀行・商店等を中心とした各種団体（習志野警察署管内職場警察連絡協議会、特殊防犯協力会、金融機関防犯協会等）、<u>を</u>通じて得られる、犯罪情報等を積極的に活用し、地域の防犯意識の高揚に努めます。</p> <p>② 知識の習得 <u>安全で安心なまちづくりを推進する</u></p>	<p>「必要であるため」を「必要です」に変更</p> <p>「又、生活に身近なコンビニエンスストア等」を削除</p> <p>「防犯のためには」から</p>
--	--	---

<p>りが、防犯に関する知識を持つことが必要であるため、市や警察などにより開催される研修会や講演会等へ積極的に参加し、防犯に関する知識を習得して、地域防犯活動や身の回りの安全点検に活かします。</p> <p>③ 啓発活動への参加</p> <p>「安全で安心なまちづくり月間」など、市や関係機関が実施する街頭キャンペーン、研修会等、安全で安心なまちづくりの推進活動の一環として行われる啓発活動へ積極的に参加及び協力します。</p> <p>④ 情報の収集</p> <p>市広報、ホームページ、チラシ、ポスター、出前講座等から得られる、防犯に関する情報の収集に努め、地域における防犯対策を向上します。</p>	<p>ためには、<u>地域住民一人ひとりが</u>、防犯に関する知識を持つことが必要であるため、市や警察などにより開催される研修会や講演会等へ積極的に参加し、防犯に関する知識を習得して、地域防犯活動や身の回りの安全点検に活かします。</p> <p>③ 啓発活動への参加</p> <p>「安全で安心なまちづくり月間」など、市や関係機関が実施する街頭キャンペーン、研修会等、安全で安心なまちづくりの推進活動の一環として行われる啓発活動へ積極的に参加及び協力します。</p> <p>④ 情報の収集</p> <p>市広報、ホームページ、<u>緊急情報サービス「ならしの」、習志野市公式ツイッター</u>、チラシ、ポスター、出前講座等から得られる、防犯に関する情報を積極的に収集し、<u>地域における防犯対策の向上に努めます。</u></p>	<p>「安全で安心なまちづくりを推進するためには」に変更</p> <p>変更なし</p> <p>「緊急情報サービスならしの、習志野市公式ツイッター」を追加 「積極的に」を追加し、「向上します」から「向上に努めます」に変更</p>
---	--	--

<p>(2) 地域防犯活動の実施</p> <p>自分たちの地域は自分たちで守って いけるよう、住民相互により連携、協 力し、地域の実情にあった自主的な地 域防犯活動を実施します。</p> <p>① 地域防犯活動の実施</p> <p>市や警察から得られる、地域におけ る犯罪発生状況や発生場所などの犯罪 情報や研修会、講演会等で習得した防 犯に関する知識を活用し、地域一体と なって、防犯パトロールなど、地域防 犯活動を活発に行います。</p> <p>② 身の回りの安全点検</p> <p>「自分のことは自分で守る」という ことを基本に、防犯に関する研修会や 講演会等で習得した、<u>防犯に関する</u>知 識を活かし、防犯の視点を取り入れた 住まいづくりなど、身の回りの安全点 検に努めます。</p>	<p>(2) 地域防犯活動の実施</p> <p>自分たちの地域は自分たちで守って いけるよう、住民相互により連携、協 力し、地域の実情にあった自主的な地 域防犯活動を実施します。</p> <p>① 地域防犯活動の実施</p> <p>市や警察から得られる、地域における 犯罪発生状況や発生場所などの犯罪情 報や研修会、講演会等で習得した防犯に 関する知識を活用し、地域一体となっ て、防犯パトロールなど、地域防犯活動 を活発に行います。</p> <p>② 身の回りの安全点検</p> <p>「自分のことは自分で守る」という ことを基本に、防犯に関する研修会や 講演会等で習得した知識を活かし、防 犯の視点を取り入れた住まいづくりな ど、身の回りの安全点検に努めます。</p>	<p>変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>「防犯に関する」を削除</p>
--	---	--

<p>③ 地域における安全点検</p> <p>自分たちの地域は自分たちで守って いけるよう、住民相互により、地域で 連携及び協力して、日頃から、地域の 安全点検に努めます。</p>	<p>③ 地域における安全点検</p> <p>自分たちの地域は自分たちで守って いけるよう、住民相互により、地域で 連携及び協力して、日頃から、地域の 安全点検に努めます。</p>	<p>変更なし</p>
<p>(3) 私有地及び建物の適正な維持管理</p> <p>土地や建物を所有している市民は、 安全な環境を保持するため、土地や建 物の適正な維持管理や安全点検を実施 します。</p>	<p>(3) 私有地及び建物の適正な維持管理</p> <p>土地や建物を所有している市民は、 安全な環境を保持するため、土地や建 物の適正な維持管理や安全点検を実施 します。</p>	<p>変更なし</p>
<p>(4) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の実施</p> <p>①通学時等における子どもの安全確保</p> <p>保護者や学校等の管理者並びに市と 連携して、通学通園時における、子ど もの安全対策として、声かけ、緊急時</p>	<p>(4) 保、幼、こども園、小、中学校等における安全(防犯)対策の実施</p> <p>①通学時等における子どもの安全確保</p> <p>保護者や学校等の管理者並びに市と 連携して、通学通園時における、子ど もの安全対策として、声かけ、緊急時</p>	<p>「こども園」を追加</p> <p>変更なし</p>

<p>の避難及び保護、児童への助言、警察等への通報・連絡等を積極的に行います。</p> <p>② 「子ども 110 番の家」、<u>「青少年健全育成協力店」</u>等への協力</p> <p>子どもが危険を感じた時に駆け込むことにより、身の安全を確保するための「子ども 110 番の家」、<u>「青少年健全育成協力店」</u>等へ積極的に協力します。</p>	<p>の避難及び保護、児童への助言、警察等への通報・連絡等を積極的に行います。</p> <p>② 「子ども 110 番の家」の設置推進</p> <p>子どもが危険を感じた時に駆け込むことにより、身の安全を確保するための「<u>子ども 110 番の家</u>」の設置協力を引き続き行っていきます。<u>(見守りの拠点は、「青少年健全育成協力店」から「子ども 110 番」へ移行していきま</u>す。)</p>	<p>「青少年健全育成協力店」を削除し「拡充」から「設置推進」へ変更 「青少年健全育成協力店」を削除</p>
<p>(5) 高齢者等を対象とした安全(防犯)対策の実施</p> <p>一人暮らしなどの高齢者等が、犯罪に巻き込まれないよう、地域で連携し、高齢者等を支援する地域防犯活動を行います。</p>	<p>(5) 高齢者等を対象とした安全(防犯)対策の実施</p> <p>一人暮らしなどの高齢者等が、犯罪に巻き込まれないよう、地域で連携し、<u>声かけや定期的な自宅訪問など</u>、高齢者等を支援する地域防犯活動を行いま</p>	<p>「声かけや定期的な自宅訪問など」を追加</p>

	す。	
<p>(6) 人材育成への協力</p> <p>① 防犯リーダー育成への協力</p> <p>市や警察などにより開催される、安全で安心なまちづくりを推進するための原動力となり、地域防犯活動を支えていく人材を育成するための研修会や講演会等へ積極的に参加し、地域における防犯リーダーの育成に協力します。</p> <p>② 防犯リーダーを中心とした防犯対策の推進</p> <p>防犯リーダーを中心とした積極的、且つ、効果的な地域における防犯対策を推進します。</p>	<p>(6) 人材育成への協力</p> <p>① 防犯リーダー育成への協力</p> <p>市や警察などにより開催される、安全で安心なまちづくりを推進するための原動力となり、地域防犯活動を支えていく人材を育成する研修会や講演会等へ積極的に参加し、地域における防犯リーダーの育成に協力します。</p> <p>② 防犯リーダーを中心とした防犯対策の推進</p> <p>防犯リーダーを中心とした防犯パトロールなど、積極的、且つ、効果的な地域における防犯対策を推進します。</p>	<p>「ための」を削除</p> <p>「防犯パトロール」を追加</p>
<p>(7) 推進体制への参加、協力</p> <p>市・事業者及び関係機関等との連携を強化するべく、施策を着実、且つ、円滑に推進するために連携体制へ積極</p>	<p>(7) 推進体制への参加、協力</p> <p>市・事業者及び関係機関等との連携を強化するべく、施策を着実、且つ、円滑に推進するために連携体制へ積極</p>	<p>変更なし</p>

<p>的に参加、協力します。</p>	<p>的に参加、協力します。</p>	
<p>3. 事業者の取り組み 事業者は、その事業を行うにあたり、安全で安心して暮らせるまちづくりのために必要な措置を講ずるとともに、地域住民と一体となって、地域防犯活動を行います。</p>	<p>3. 事業者の取り組み 事業者は、その事業を行うにあたり、安全で安心して暮らせるまちづくりのために必要な措置を講ずるとともに、地域住民と一体となって、地域防犯活動を行います。</p>	<p>変更なし</p>
<p>(1) 知識の習得と啓発活動への参加 ① 防犯意識の高揚 市や警察から発信される、犯罪情報等を積極的に活用し、事業者並びに従業員の防犯意識の高揚に努めます。 ② 知識の習得 市や警察から得られる、地域における犯罪発生状況や発生場所などの犯罪情報や防犯に関する研修会、講演会等を活用し、事業者並びに従業員等の防犯知識の習得に努めます。</p>	<p>(1) 知識の習得と啓発活動への参加 ① 防犯意識の高揚 市や警察から発信される、犯罪情報等を積極的に活用し、事業者並びに従業員の防犯意識の高揚に努めます。 ② 知識の習得 市や警察などが開催する、防犯に関する<u>研修会、講演会</u>等を活用し、事業者並びに従業員等の防犯知識の習得に努めます。</p>	<p>変更なし</p> <p>「地域における犯罪発生状況や発生場所などの犯罪情報」を削除</p>

<p>③ 啓発活動への参加</p> <p>「安全で安心なまちづくり月間」など、市や関係機関が実施する街頭キャンペーン、研修会等、安全で安心なまちづくり推進活動の一環として行われる啓発活動へ積極的に参加及び協力します。</p>	<p>③ 啓発活動への参加</p> <p>「安全で安心なまちづくり月間」など、市や関係機関が実施する街頭キャンペーン、研修会等、安全で安心なまちづくり推進活動の一環として行われる啓発活動へ積極的に参加及び協力します。</p>	<p>変更なし</p>
<p>(2) 地域防犯活動への参加、協力</p> <p>① 地域防犯活動への参加、協力</p> <p>地域で行われる防犯パトロールなど、地域防犯活動へ積極的に参加、協力し、地域住民と一体となって、安全で安心なまちづくりを推進します。</p> <p>② 事業所の安全点検</p> <p>事業所においても、自分たちの地域は自分たちで守っていけるよう、地域と連携及び協力して、日頃から、事業所及び地域の安全点検に努めます。</p>	<p>(2) 地域防犯活動への参加、協力</p> <p>① 地域防犯活動への参加、協力</p> <p>地域で行われる防犯パトロールなど、地域防犯活動へ積極的に参加、協力し、地域住民と一体となって、安全で安心なまちづくりを推進します。</p> <p>② 事業所の安全点検</p> <p>事業所においても、自分たちの地域は自分たちで守っていけるよう、地域と連携及び協力して、日頃から、事業所及び地域の安全点検に努めます。</p>	<p>変更なし</p> <p>変更なし</p>

<p>(3) 私有地及び建物の適正な維持管理</p> <p>① 土地や建物の適正な維持管理 事業者で所有している土地や建物の安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理や安全点検を実施します。</p> <p>② 施設等の防犯対策 防犯に考慮した施設や設備等を整備することが求められており、特に、共同住宅や駐車場については、ピッキングなどに強い鍵の設置や防犯カメラ、防犯灯の整備等、防犯対策を積極的に行います。</p>	<p>(3) 私有地及び建物の適正な維持管理</p> <p>① 土地や建物の適正な維持管理 事業者で所有している土地や建物の安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理や安全点検を実施します。</p> <p>② 施設等の防犯対策 防犯に考慮した施設や設備等を整備することが求められており、特に、共同住宅や駐車場については、ピッキングなどに強い鍵の設置や防犯カメラ、防犯灯の整備等、防犯対策を積極的に行います。</p>	<p>変更なし</p> <p>変更なし</p>
<p>(4) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の実施</p> <p>① 通学時等における子どもの安全確保 保護者や学校等の管理者並びに市と連携して、通学通園時における、子どもの安全対策として、声かけ、緊急時</p>	<p>(4) 保、幼、こども園、小、中学校等における安全(防犯)対策の実施</p> <p>① 通学時等における子どもの安全確保 保護者や学校等の管理者並びに市と連携して、通学通園時における、子どもの安全対策として、声かけ、緊急時</p>	<p>「こども園」を追加</p> <p>変更なし</p>

<p>の避難及び保護、児童への助言、警察等への通報・連絡等を積極的に行います。</p> <p>② 「子ども 110 番の家」、 「青少年健全育成協力店」 等への協力</p> <p>子どもが危険を感じた時に駆け込むことにより、身の安全を確保するための「子ども 110 番の家」、 「青少年健全育成協力店」 等へ積極的に協力します。</p>	<p>の避難及び保護、児童への助言、警察等への通報・連絡等を積極的に行います。</p> <p>② 「子ども 110 番の家」 の設置推進</p> <p>子どもが危険を感じた時に駆け込むことにより、身の安全を確保することができる「子ども 110 番の家」 設置に対し協力します。</p>	<p>「青少年健全育成協力店」 を削除し「拡充」 から「設置推進」 へ変更 「青少年健全育成協力店」 を削除</p>
<p>(5) 高齢者等を対象とした安全 (防犯) 対策への参加、協力</p> <p>高齢者等が、犯罪に巻き込まれないよう、地域と連携し、高齢者等を支援する地域防犯活動へ積極的に参加、協力します。</p>	<p>(5) 高齢者等を対象とした安全 (防犯) 対策への参加、協力</p> <p>高齢者等が、犯罪に巻き込まれないよう、地域と連携し、<u>声かけや自宅訪問時における状況確認</u>など、高齢者等を支援する地域防犯活動へ積極的に参加、協力します。</p>	<p>「声かけや自宅訪問時における状況確認」 を追加</p>
<p>(6) 人材育成への協力</p> <p>市や警察などにより開催される、安</p>	<p>(6) 人材育成への協力</p> <p>市や警察などにより開催される、安</p>	<p>変更なし</p>

<p>全で安心なまちづくりを推進するための原動力となり、地域防犯活動を支えていく人材を育成するための研修会や講演会等へ積極的に参加し、事業所における防犯リーダーの育成に協力します。</p>	<p>全で安心なまちづくりを推進するための原動力となり、地域防犯活動を支えていく人材を育成するための研修会や講演会等へ積極的に参加し、事業所における防犯リーダーの育成に協力します。</p>	
<p>(7) 推進体制への参加、協力 市・市民及び関係機関等との連携を強化するべく、施策を着実、且つ、円滑に推進するために連携体制へ積極的に参加、協力します。</p>	<p>(7) 推進体制への参加、協力 市・市民及び関係機関等との連携を強化するべく、施策を着実、且つ、円滑に推進するために連携体制へ積極的に参加、協力します。</p>	<p>変更なし</p>
<p>第5章 基本計画を推進するにあたって 1. 実施計画の策定 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進は、市、市民及び事業者が、その能力を生かし、それぞれの役割を果</p>	<p>第5章 基本計画を推進するにあたって 1. 実施計画の策定 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進は、市、市民及び事業者が、その能力を生かし、それぞれの役割を果</p>	<p>変更なし</p>

<p>たしつづ、協働して取り組むことが重要であり、警察をはじめ、各関係機関等を含め、それぞれ相互に連携、協力しながら、すべてが一体となって、取り組んでいくことが必要です。そこで、安全で安心なまちづくりを推進するための基本計画に基づき「実施計画」を策定し、円滑かつ着実な推進を図ります。</p>	<p>たしつづ、協働して取り組むことが重要であり、警察をはじめ、各関係機関等を含め、それぞれ相互に連携、協力しながら、すべてが一体となって、取り組んでいくことが必要です。そこで、安全で安心なまちづくりを推進するための基本計画に基づき「実施計画」を策定し、円滑かつ着実な推進を図ります。</p>	
<p>2. 安全で安心なまちづくり協議会の設置</p> <p>安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「習志野市安全で安心なまちづくり協議会」を設置します。</p> <p>協議会では、市長の諮問に応じて、</p>	<p>2. 安全で安心なまちづくり協議会の設置</p> <p>安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「習志野市安全で安心なまちづくり協議会」を設置します。</p> <p>協議会では、市長の諮問に応じて、</p>	<p>変更なし</p>

<p>安全で安心なまちづくりに関する基本的施策及び基本計画といった基本的事項について、いろいろな分野・角度から調査、審議して、より実情に沿った取り組みが、的確かつ効果的に実施できるよう協議します。</p>	<p>安全で安心なまちづくりに関する基本的施策及び基本計画といった基本的事項について、いろいろな分野・角度から調査、審議して、より実情に沿った取り組みが、的確かつ効果的に実施できるよう協議します。</p>	
<p>3. 庁内連絡体制の整備</p> <p>本市においても、安全で安心して暮らせるまちづくりに関する施策を行う関係部局と連携し、各施策等が円滑に推進又、処理できるように庁内連絡体制の整備を図ります。</p>	<p>3. 安全で安心なまちづくり連絡協議会の設置</p> <p>安全で安心なまちづくりを総合的に推進するため、本市に安全で安心なまちづくり連絡協議会を設置します。</p> <p>連絡協議会は、安全で安心なまちづくりに関する施策を行う関係部局により構成し、各部局が連携して各施策等を円滑に推進できるよう、情報を共有するとともに意見交換などを行います。</p>	<p>「庁内連絡体制の整備」から既に設置した「安全で安心なまちづくり連絡協議会」に変更</p>
<p>4. 基本計画の変更について</p> <p>基本計画は、犯罪発生件数の増減や</p>	<p>4. 基本計画の変更について</p> <p>基本計画は、犯罪発生件数の増減や</p>	<p>変更なし</p>

<p>犯罪の内容、状況の変化などにより、適宜、見直しを行います。</p> <p>また、施策についても、今後の犯罪の態様や発生状況、社会環境、市民の意識及び行動パターンの変化等を分析・検討を加え、見直しを行い、より効果的かつ効率的な実施が図れるように努めます。</p>	<p>犯罪の内容、状況の変化などにより、適宜、見直しを行います。</p> <p>また、施策についても、今後の犯罪の態様や発生状況、社会環境、市民の意識及び行動パターンの変化等を分析・検討を加え、見直しを行い、より効果的かつ効率的な実施が図れるように努めます。</p>	